

④その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		
扶養手当	配偶者	10,000円	
	子	8,000円	
	父母等	6,500円	
	配偶者がいない場合の扶養親族	子	10,000円
		父母等	9,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子（1人につき・加算額）	5,000円		
住居手当	借家・借間	上限 27,000円	
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2を51,000円に加算した額	
	交通用具利用者	通勤距離による 月額 2,000円～40,700円	
管理職手当	管理・監督の地位にある職員（課長補佐相当職以上）に支給	55,200円～96,500円	

4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

①年次有給休暇について

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

また、当該の中途において、新たに職員となる者については、次の区分により付与されます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

②消防職員の年次有給休暇使用状況

	H28 A	H27 B	増減 A-B
平均使用日数	7.1日	6.3日	0.8日
消化率	17.7%	15.7%	2%

(注) 一般職員（派遣、臨時職員を除く）の実績

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区 分	男性	女性
育児休業取得者数	0人	0人
部分休業取得者数	0人	0人
計	0人	0人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

(1) サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員のサービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) サービス規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて、消防次長名によるサービス規律の確保に関する通達（依命通達）を全職員に対して行っています。

◆平成28年度におけるサービス通達……4回

7 職員の退職管理の状況

本組合では、平成28年4月1日から、地方公務員法、本組合職員の退職管理に関する規則に基づき、職員の退職管理を実施しています。

本組合を退職した後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）が、現職の職員に対し、再就職先の営利企業と本組合との間の契約等の事務について、職務上の行為をする（もしくは、しない）ように働きかけることを規制しています。

また、現職の職員は、再就職者から働きかけを受けた場合、公平委員会にその旨を届け出ることが義務化されています。

8 職員の研修の状況

平成28年度における職員研修の実績

研 修 区 分		受講者数
階層別研修	庁内研修	111人
	ふくしま自治研修センター	20人
	計	131人
専門研修	庁内研修	1,160人
派遣研修	ふくしま自治研修センター	4人
	消防大学校	6人
	福島県消防学校	64人
	研修機関等	3人
	計	77人
合 計		1,368人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

○安全衛生管理体制

郡山地方広域消防組合職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

○福利厚生制度

郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。

職員親善スポーツ大会の開催、うねめ踊り流しへの参加などの事業を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務（通勤）災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

・平成28年度公務（通勤）災害認定件数

公務災害……0件

通勤災害……1件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

（平成28年度）

①係属事案……なし

②完結事案……なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

（平成28年度）

①係属事案……なし

②完結事案……なし